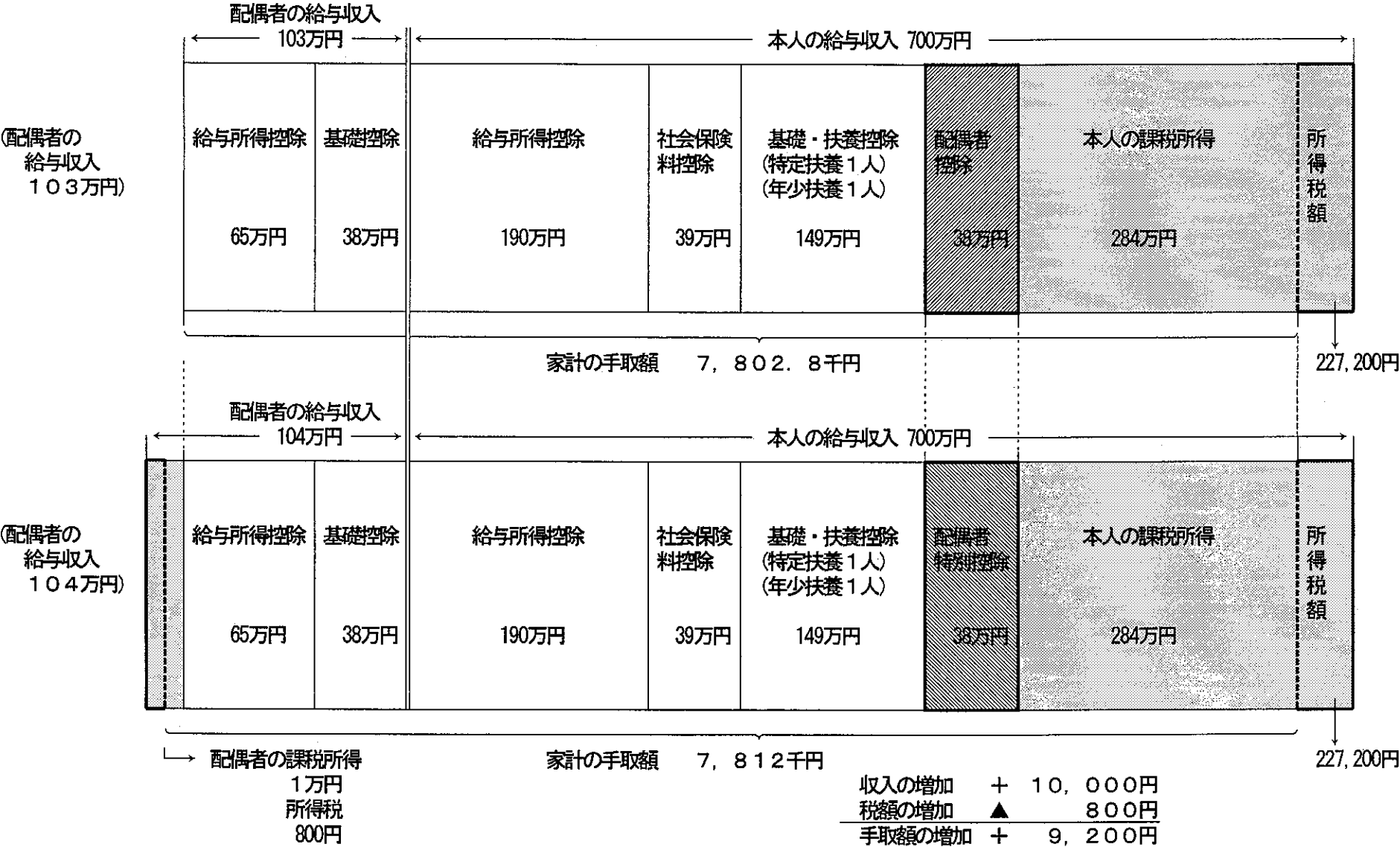


配偶者特別控除による手取額の逆転現象の解消

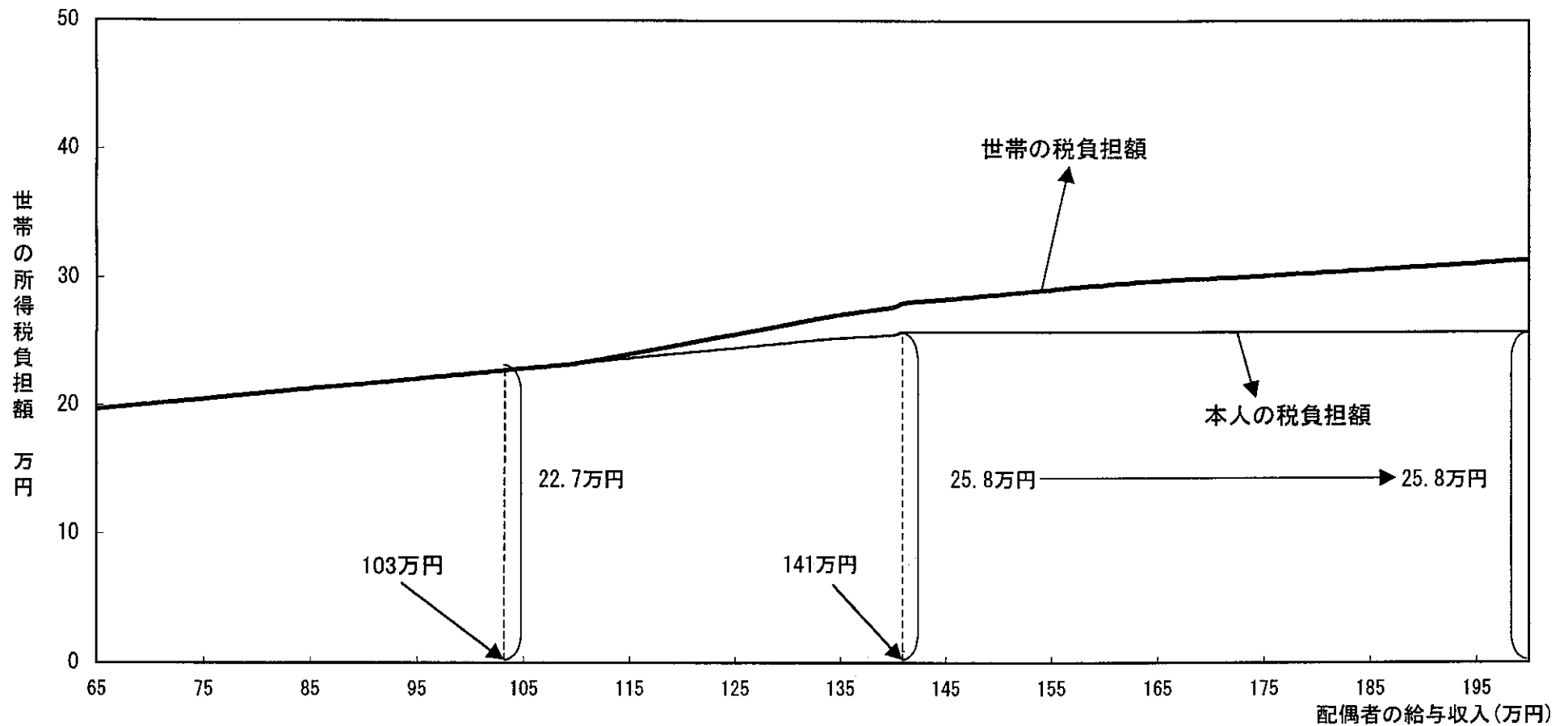
○ 現行制度



○ 配偶者特別控除がないものとした場合

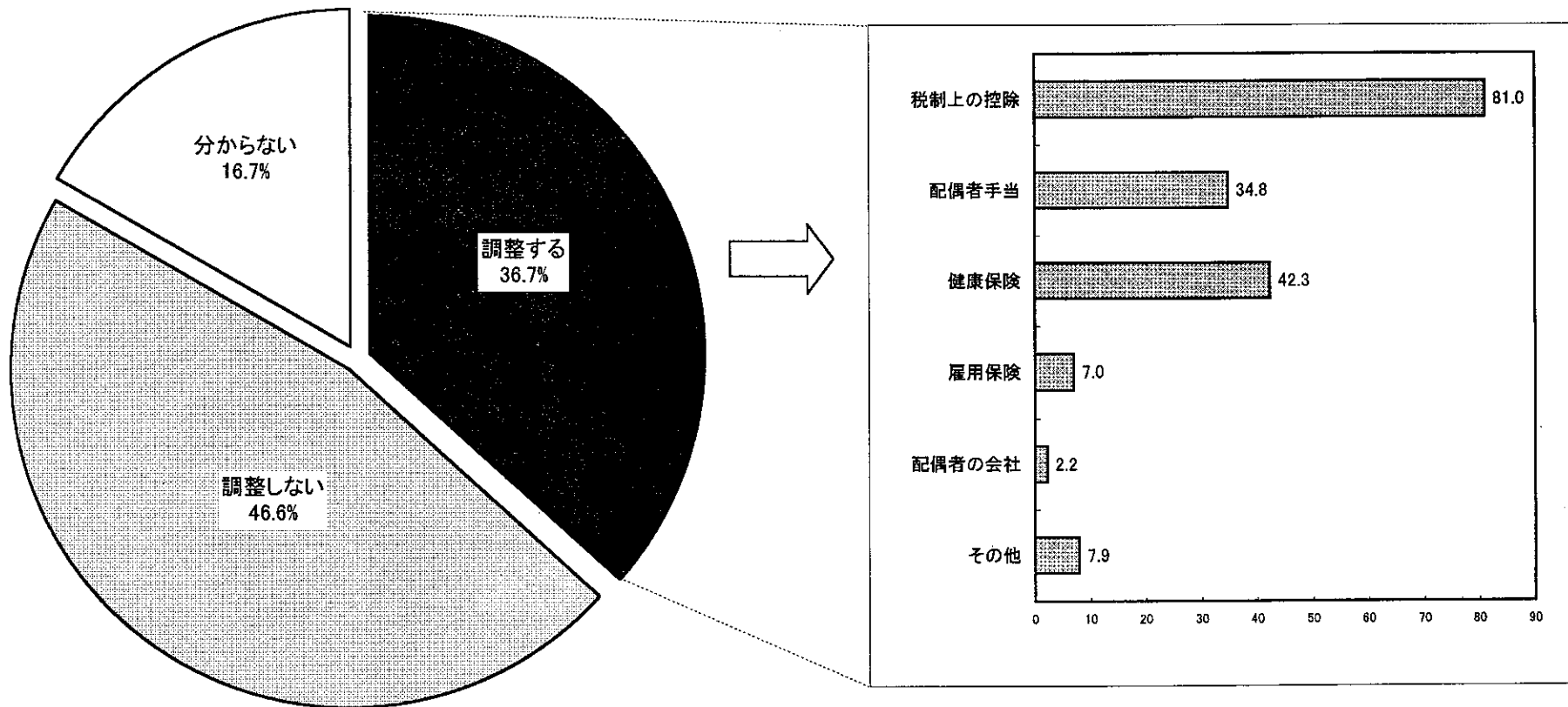
配偶者の給与収入 103万円		本人の給与収入 700万円						
配偶者の 給与収入 103万円)	給与所得控除	基礎控除	給与所得控除	社会保険 料控除	基礎・扶養控除 (特定扶養1人) (年少扶養1人)	配偶者 控除	本人の課税所得	所得 税額
	65万円	38万円	190万円	39万円	149万円	38万円	284万円	
		家計の手取額 7,802.8千円						227,200円
配偶者の給与収入 104万円		本人の給与収入 700万円						
配偶者の 給与収入 104万円)	給与所得控除	基礎控除	給与所得控除	社会保険 料控除	基礎・扶養控除 (特定扶養1人) (年少扶養1人)	配偶者控除 がなくなる ことによる 課税所得の 増加	本人の課税所得	所得 税額
	65万円	38万円	190万円	39万円	149万円		322万円	
		家計の手取額 7,781.6千円						257,600円
→ 配偶者の課税所得 1万円 所得税 800円								
		収入の増加 + 10,000円 税額の増加 ▲ 31,200円 手取額の増加 ▲ 21,200円						

パート世帯の税負担の状況(夫婦子2人のサラリーマン世帯)
(本人の給与収入を700万円と仮定した場合)



- (備考) 1. 本人の給与収入を700万円とし、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
2. 子2人は本人の扶養親族とし、子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は年少扶養親族(16歳未満)に該当するものとした。

パート労働者(女子)における年収の調整状況及び理由別状況
 (「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査」(労働省))

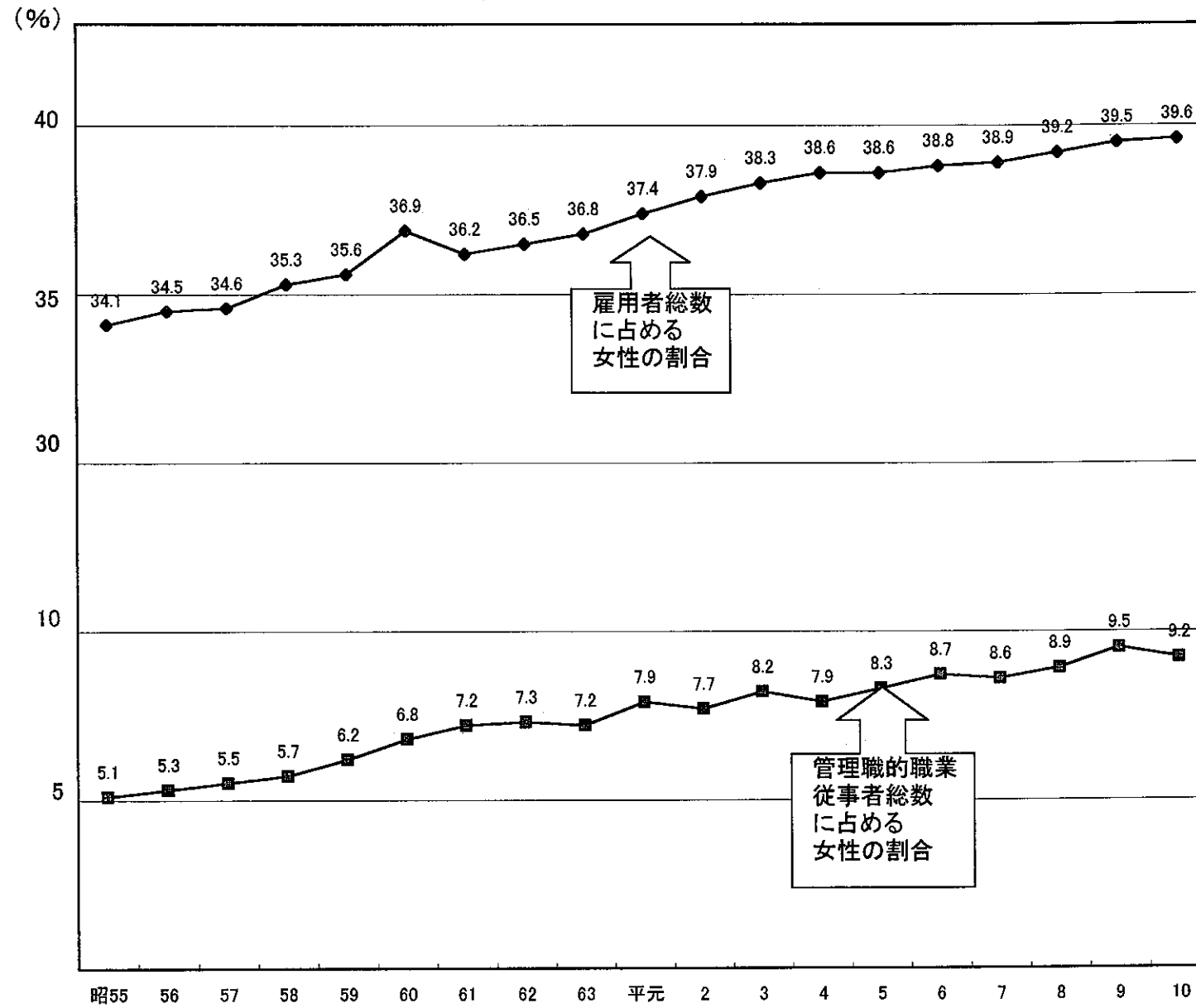


- (注) 1 「税制上の控除」とは「配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除がなくなるから」を指す。
 2 「配偶者手当」とは「配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」を指す。
 3 「健康保険」とは「配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で加入しなければならないから」を指す。
 4 「雇用保険」とは「雇用保険に加入しなければならないから」を指す。
 5 「配偶者の会社」とは「配偶者の会社に自分が働いていることが知られてしまうから」を指す。
 6 横棒グラフの計数は円グラフの「調整する」を100とした場合の構成比である。(複数回答あり)

各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額

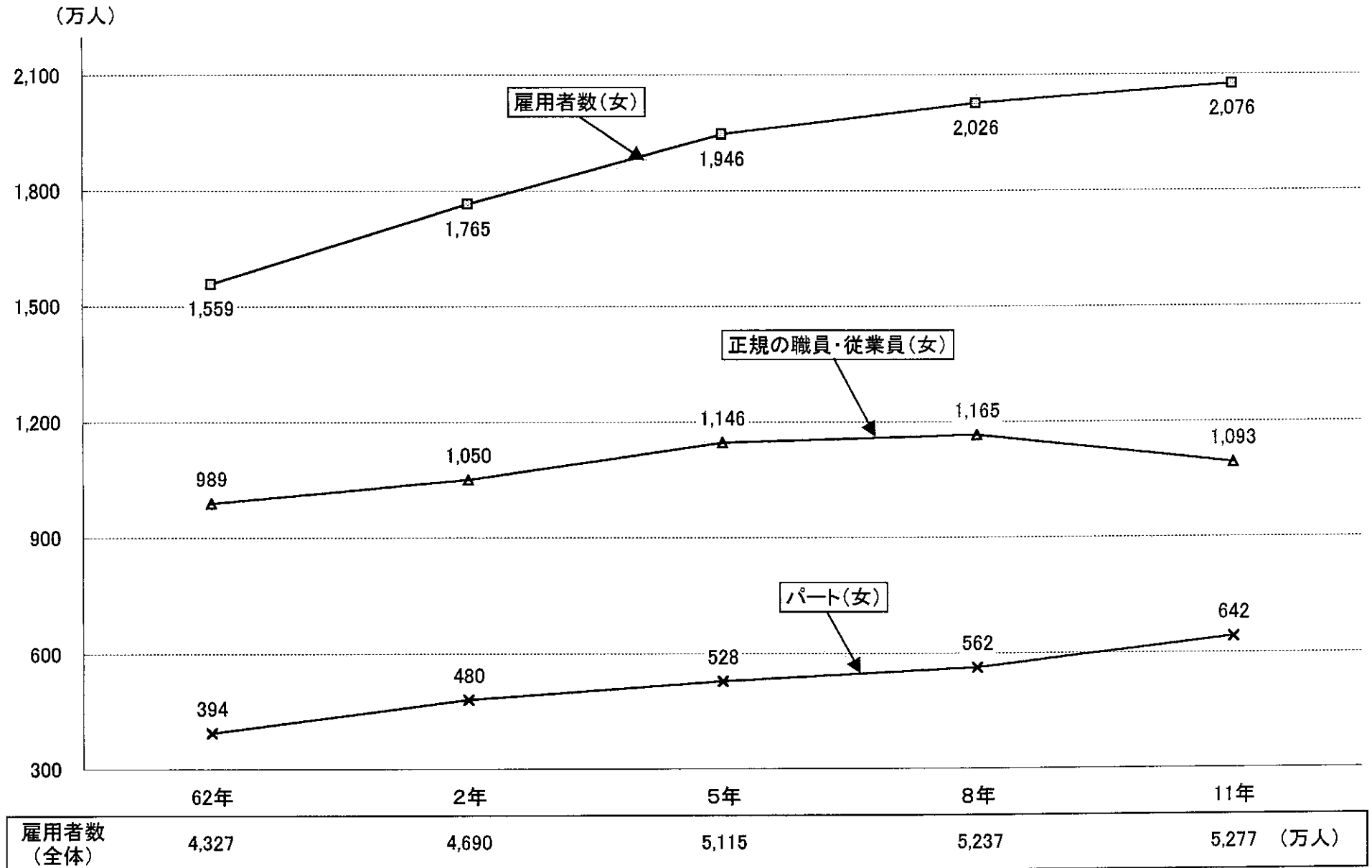
区 分	所得税法（地方税法） 上の控除対象配偶者	健康保険法上の 被扶養者	国民年金法上の 被扶養配偶者	国家公務員の給与法上 の扶養親族
収入等 限度額	（所得）３８万円以下 （給与収入１０３万円）	１３０万円未満	１３０万円未満	１３０万円未満
限度額 超過の 場 合	○ 配偶者控除（所得税３８万円、個人住民税３３万円）の適用はなくなるものの、給与収入１４１万円までは配偶者特別控除により配慮	○ 国民健康保険法上の被保険者になる場合 保険料＝ 所得割＋資産割 ＋（均等割＋平等割） × 軽減割合 ○ 健康保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額} \times 85}{1,000}$ を労使折半	○ 国民年金法の被保険者になる場合 月額保険料＝ １３,３００円 ○ 厚生年金保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額} \times 173.5}{1,000}$ を労使折半	○ 扶養手当（月額１６,０００円）の支給がなくなる。

雇用者総数に占める女性の割合等の推移



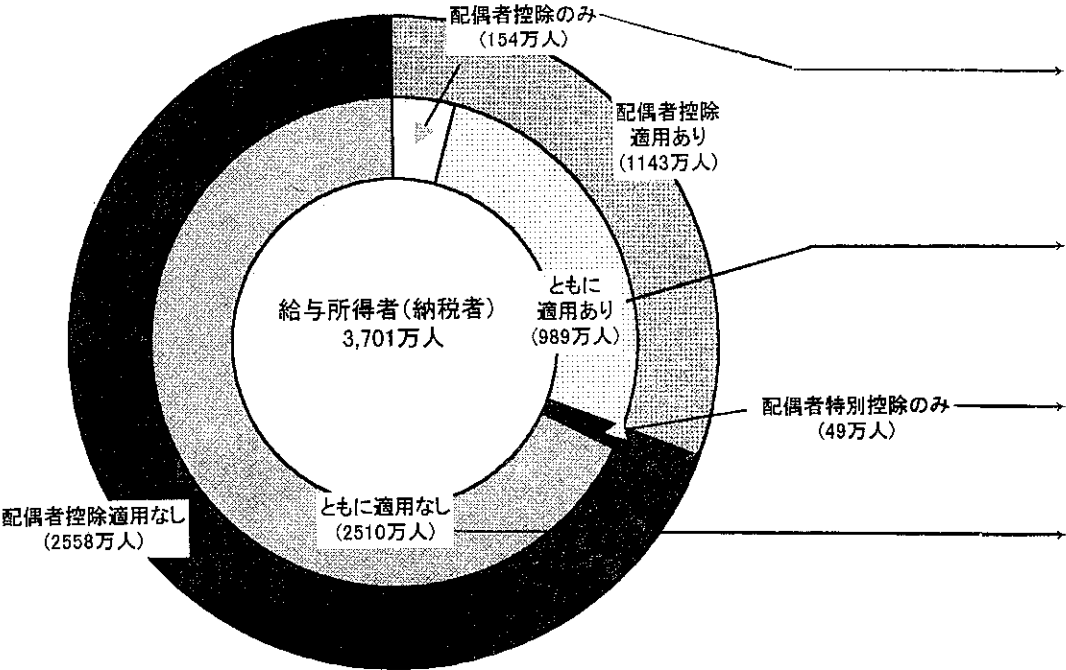
(備考)「労働力調査」(総務庁)による。

女性雇用者数の推移



〔出典：労働力調査特別調査報告(平成11年2月)総務庁〕

配偶者控除及び配偶者特別控除の適用のある納税者の状況（平成9年分・給与所得者（納税者））



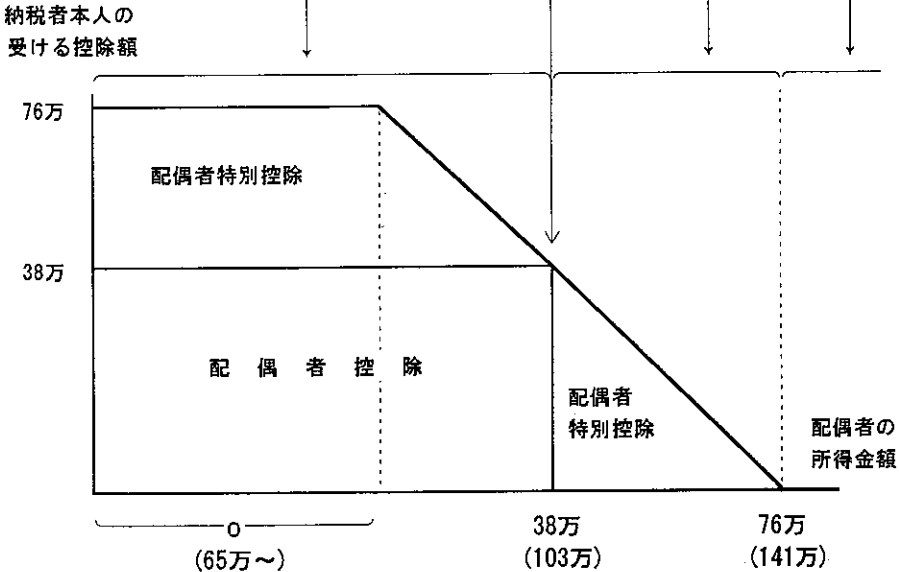
- ・ 配偶者の所得が38万円（収入103万円）
又は
・ 配偶者の所得が38万円（収入103万円）未満かつ
本人の所得が1000万円（収入1231.6万円）超
- ・ 配偶者の所得が38万円（収入103万円）未満
かつ上記以外
- ・ 配偶者の所得が38万円（収入103万円）超
かつ76万円（収入141万円）未満
- ・ 独身者
・ 配偶者の所得が76万円（収入141万円）超

（備考）「民間給与の実態（国税庁）」の年末調整を行った1年勤続者による。

（参考）申告納税者の場合

申告納税者 827万人のうち	○ 配偶者控除適用ありの者	257万人
	〃 〃 無しの者	570万人
	○ 配偶者特別控除適用ありの者	236万人
	〃 〃 無しの者	591万人

（備考）「申告所得税の実態（国税庁）」による。



男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七八号) (抄)

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(平成十一年六月二十三日 公布・施行)

課税単位の類型

類 型			考 え 方
稼 得 者 単 位			稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス)
夫婦単位 又は 世帯単位	合算分割 課 税	均 等 分 割 法 (2分2乗課税)	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度(実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度(実施国：アメリカ(夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用))
		不均等分割法 (n分n乗課税)	夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(n分n乗)課税を行う。 (実施国：フランス(家族除数制度))
	合 算 非 分 割 課 税		夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。

(注)

1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から稼得者単位の課税に移行した。
2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と稼得者単位との選択制となっている。
3. 諸外国における民法上の私有財産制度について
 - (1)アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、一般的にアングロサクソン系の州は夫婦別産制、ラテン系の州は夫婦共有財産制。
 - (2)イギリス：1882年の妻財産法(Married Women's Property Act 1882)により、夫婦別産制が採用。
 - (3)ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。
 - (4)フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する)。

課税単位についての各国の沿革（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
現在の課税単位	個人単位	夫婦単位 個人単位 } の選択 二分二乗 } (複数税率表)	個人単位	夫婦単位 個人単位 } の選択 二分二乗 } (単一税率表)	夫婦及び子供(家族)単位 n分n乗
民法上の考え方	夫婦別産制	財産制度は各州で異なる アングロサクソンの州 — 別産制 ラテン系の州 — 共有財産制	夫婦別産制	原則別産制 (財産管理は独立、財産全体の処分は他方の同意必要)	法定共通制 (夫婦双方の共通財産と特有財産が併存)
沿 革	1887年 ・所得税創設 (世帯単位合算非分割主義) 1950年 ・個人単位主義を採用 ・資産所得等の合算制度 ①資産所得合算(翌年廃止) ②専従者給与の事業者への合算 ③扶養控除を受ける親族の所得の合算(翌年廃止) 1957年 ・一定の高額所得者に限り資産所得合算復活 ※1989年廃止 1961年 ・配偶者控除新設	1913年 ・所得税創設 (個人単位主義) 1948年 ・二分二乗方式の選択的採用 1951年 ・独身世帯主用税率表を新設 1969年(1971年実施) ・独身者用税率表を新設 ・共同申告書を提出する夫婦用税率表を新設 1981年 ・共稼ぎ控除制度を新設 ※1987年廃止	1799年 ・所得税創設 (夫婦単位合算非分割主義) 1914年 ・夫・妻各々が分離査定を選択しうる制度を採用 1920年 ・妻のための勤労所得特別控除制度新設 1968年 ・子女の投資所得の合算制度を導入 ※1972年廃止 1971年(1972年実施) ・妻の勤労所得の分離課税の選択的採用 1988年(1990年実施) ・個人単位主義へ移行 (夫婦者控除創設) 1999年(2000年実施) ・65歳未満の夫婦について夫婦者控除廃止	1920年 ・連邦所得税制度創設 (世帯単位合算非分割主義) 1921年 ・妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる所得等について独立課税を採用 ※1934年廃止 1941年 ・妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる従属的労働所得について独立課税を採用 1958年 ・二分二乗方式と個人単位方式の選択的採用 1964年 ・子女の所得の合算を廃止	1914年 ・一般所得税創設 (世帯単位合算非分割主義) ※ただし家族数に応じた控除あり 1945年 ・家族除数方式(n分n乗方式)の採用 1982年 ・家族除数方式の適用による税額の軽減に上限設定 1983年 ・納税義務を夫の単独責任から夫婦の連帯責任へ変更

主要国の課税単位と基礎的な人的控除（未定稿）

		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス													
課 税 単 位		個人単位	個人単位、夫婦単位の選択 ⇒ 個別課税又は合算課税（夫婦共同申告）の選択。合算課税の場合は、個別課税と税率は同一であるが、ブラケットを2倍にした税率表が適用される。	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択 ⇒ 二分二乗方式（合算分割課税）を選択したときは、夫婦の課税所得を合算し、その半額につき税率表を適用して算出した税額を2倍する。	世帯単位（N分N乗） ⇒ N分N乗方式（家族合算分割課税）は、夫婦及び扶養子女の所得を合算し、それを家族除数(注)で除した金額につき税率表を適用して算出した税額に家族除数を乗ずる。													
基 礎 的 人 的 控 除	基 礎 控 除	人的控除 380,000円 《所得控除》	人的控除 2,750ドル (324,500円) 《所得控除》	4,335ポンド (832,320円) 《所得控除》	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 13,067マルク (875,489円) ・ 合算分割課税 26,135マルク (1,751,045円)	なし 税率適用課税所得 26,100 フラン (522,000円)													
	配偶者控除	人的控除 380,000円 《所得控除》 (注) 配偶者の所得金額が76万円未満（給与収入141万円未満）である場合には、配偶者特別控除として、その配偶者の所得金額に応じた一定額を所得控除することができる。 (最高380,000円)	人的控除 2,750ドル (324,500円) 《所得控除》 夫婦共同申告を選択した場合に、2,750ドルの2倍の人的控除が認められる（2,750ドルが配偶者控除相当額となる）。	夫婦者控除 197ポンド (37,824円) 《税額控除》 原則として、夫の税額から控除され、控除しきれない部分は妻の税額から控除される。 ただし、選択により、当該控除の全額又は半額を妻の税額から控除することができ、その使用していない部分は夫に譲渡することができる。	なし	なし (注) 家族除数 <table><tr><td>・ 独身者</td><td>1</td></tr><tr><td>・ 夫婦者</td><td>2</td></tr><tr><td>・ 夫婦子1人</td><td>2.5</td></tr><tr><td>・ 夫婦子2人</td><td>3</td></tr><tr><td>・ 夫婦子3人</td><td>4</td></tr><tr><td>・ 夫婦子4人</td><td>5</td></tr><tr><td colspan="2">以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。</td></tr></table>	・ 独身者	1	・ 夫婦者	2	・ 夫婦子1人	2.5	・ 夫婦子2人	3	・ 夫婦子3人	4	・ 夫婦子4人	5	以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。
・ 独身者	1																		
・ 夫婦者	2																		
・ 夫婦子1人	2.5																		
・ 夫婦子2人	3																		
・ 夫婦子3人	4																		
・ 夫婦子4人	5																		
以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。																			

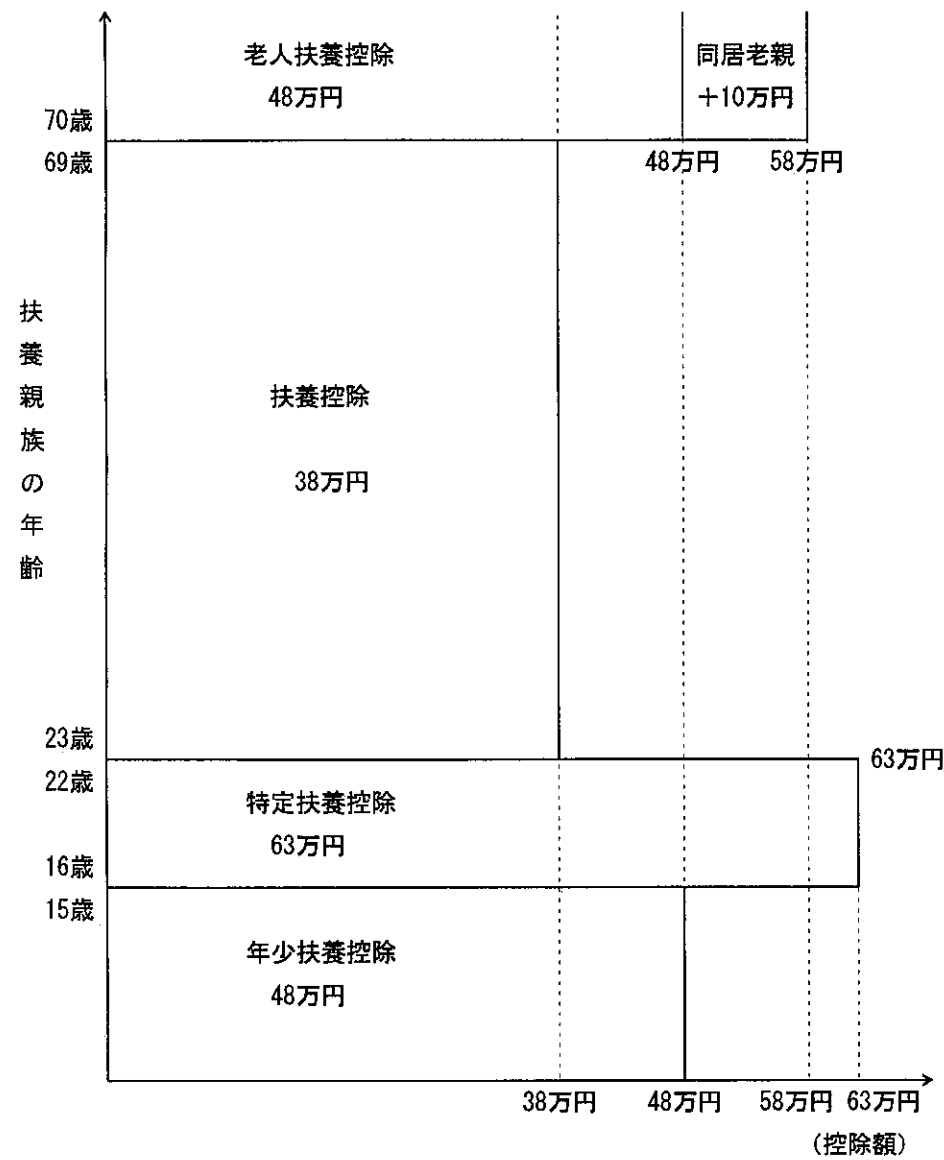
(注) 1. 平成11年8月現在の各国の税法による。

2. () 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。

1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1フラン=20円

扶養控除制度

1 制度の概要



2 扶養控除の沿革

区分	扶養控除	特定扶養 親族	年少扶養 親族	老人扶養親族 同居老親等
	(大正9年創設)			
昭和40年	{ 13歳以上 6万円 (配偶者無世帯の1人目8万円) 13歳未満 5万円 }			
41年	6万円 (	〃	)	
42年	7万円 (	〃	)	
43年	8万円 (	〃	10万円)	
44年	10万円 (	〃	11万円)	
45年	12万円 (	〃	13万円)	
46年	14万円 (	〃	15万円)	(47年創設)
47年	〃 (	〃	〃)	16万円
48年	16万円 (	〃	18万円)	19万円
49年	24万円	(廃 止)		28万円
50年	26万円			32万円
52年	29万円			35万円
54年	〃			〃 40万円
59年	33万円	(元年創設)		39万円 46万円
平成元年	35万円	45万円		45万円 55万円
5 年	〃	50万円		〃 〃
7 年	38万円	53万円		48万円 58万円
10年	〃	58万円	(11年創設)	〃 〃
11年	〃	63万円	48万円	〃 〃

(注) 同居特別障害者である扶養親族に対しては上記の控除額に35万円加算

主 要 国 に お け る 扶 養 控 除 等 （未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
扶養控除 等	扶養控除（所得控除） 扶養親族 38万円 年少扶養親族（16歳未満） 48万円 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） 63万円	・ 人的控除（被扶養者1人につき2,750ドル [32.45万円] の所得控除） ・ 子女控除（17歳未満の扶養子女1人につき500ドル [5.9万円] の税額控除）	—————	・ 子女控除（扶養子女1人につき6,912マルク [46.3万円] の所得控除） ↑ 有利な方を選択 ↓	・ 世帯単位課税（N分N乗） 家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦子1人 2.5 ・ 夫婦子2人 3 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。
児童手当	・ 児童手当あり	—————	・ 児童手当あり	・ 児童手当	・ 児童手当あり

（注） 1. 換算レートは、1ドル＝118円、1マルク＝67円。

2. イギリスでは、児童税額控除（Children's Tax Credit）を2001年度から導入する予定。

特別な人的控除の概要

	対 象 者	控 除 額	所 得 要 件
障 害 者 控 除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	
(特別障害者控除)	・ 上記の者が特別障害者である場合	40万円	
老 年 者 控 除	・ 本人が65歳以上の者	50万円	年間所得 1,000万円以下
寡 婦 控 除	・ 夫と死別した者や夫と離婚をして扶養親族を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	27万円	(扶養親族を有しない場合のみ) 年間所得 500万円以下
(特定寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	年間所得 500万円以下
寡 夫 控 除	・ 妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	27万円	年間所得 500万円以下
勤 労 学 生 控 除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

各種人的控除の適用状況（平成9年分）

	適用人員（千人）			控除総額（億円）		
	民間給与 の実態	申告所得 税の実態	単純合計	民間給与 の実態	申告所得 税の実態	単純合計
基礎控除(38万円)	37,007	8,272	45,279	140,628	31,432	172,061
配偶者控除	11,426	2,571	13,998	43,578	10,082	53,661
一般（38万円）	11,378	2,328	13,706	43,236	8,848	52,084
老人配偶者（48万円）	48	243	291	232	1,167	1,399
同居特障加算（＋30万円）	(37)	(23)	(59)	110	68	178
配偶者特別控除（最高38万円）	10,371	2,362	12,733	34,144	7,822	41,966
扶養控除	23,828	5,276	29,104	103,585	24,235	127,820
一般（38万円）	16,058	2,895	18,953	61,021	10,999	72,020
特定扶養（53万円）	5,082	1,371	6,452	26,933	7,265	34,198
老人扶養（48万円）	2,688	1,011	3,699	12,904	4,851	17,755
同居老親加算（＋10万円）	(2,111)	(841)	(2,952)	2,111	841	2,952
同居特障加算（＋30万円）	(205)	(93)	(299)	616	279	896
障害者控除	842	454	1,296	2,583	1,392	3,975
一般（27万円）	456	244	700	1,231	660	1,890
特別障害者（35万円）	387	209	596	1,353	732	2,085
老年者控除（50万円）	745	1,792	2,537	3,723	8,960	12,683
寡婦(寡夫)控除	411	128	539	1,238	358	1,596
寡婦（27万円）	199	101	300	537	272	809
特定寡婦（35万円）	159	16	175	557	55	612
寡夫（27万円）	53	12	65	144	32	175

- (注) 1. 単純合計欄は、重複適用を排除していない。
2. 「民間給与の実態」欄の数字は、年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者に係るものであり、控除総額のうち障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除、配偶者控除及び扶養控除は適用人員と控除額から推計したものである。
3. 扶養控除の適用人員欄の数字は扶養親族数である。扶養控除の適用を受けた実人員は15,798千人[12,946千人(民給・推計)＋2,852千人(申所)]である。

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額 200万円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円）
損害保険料控除	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	特定寄付金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄付金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right\} - 1\text{万円} = \text{寄付金控除額}$